

計量法 [抜粋]

特許法施行規則第三条

書面に計量法(平成四年法律第五十一号)第二条第一項に規定する物象の状態の量に関し記載する場合は、同法第八条並びに同法附則第三条、第四条、第五条、第六条並びに第八条第一項及び第三項の規定に従って記載しなければならない。

計量法(平成四年法律第五十一号) [抜粋]

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの(以下「物象の状態の量」という。)計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

- 一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率
- 二 織度、比重その他の政令で定めるもの

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

第四条 前条に規定する物象の状態の量のほか、別表第二の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

2 前条に規定する計量単位のほか、別表第一の上欄に掲げる物象の状態の量のうち別表第三の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位(以下「法定計量単位」という。)以外の計量単位(以下、「非法定計量単位」という。)は、第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

[別表第一](第三条関係)

物象の状態の量	計量単位
長さ	メートル
質量	キログラム グラム トン
時間	秒 分 時
電流	アンペア
温度	ケルビン セルシウス度又は度
物質	モル
光度	カンデラ
角度	ラジアン 度 秒 分
立体・面積	ステラジアン
面積	平方メートル
体積	立方メートル リットル
角速度	ラジアン毎秒
角加速度	ラジアン毎秒毎秒
速さ	メートル毎秒 メートル毎時
加速度	メートル毎秒毎秒
周波数	ヘルツ
回転速度	毎秒 毎分 毎時
波数	毎メートル
密度	キログラム毎立方メートル グラム毎立方メートル グラム毎リットル
力	ニュートン
力のモーメント	ニュートンメートル
圧力	パスカル又はニュートン毎平方メートル バール
応力	パスカル又はニュートン毎平方メートル
粘度	パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル
動粘度	平方メートル毎秒
仕事	ジュール又はワット秒 ワット時
工率	ワット
質量流量	キログラム毎秒 キログラム毎分 キログラム毎時 グラム毎秒 グラム毎分 グラム毎時 トン毎秒 トン毎分 トン毎時
流量	立方メートル毎秒 立方メートル毎分 立方メートル毎時 リットル毎秒 リットル毎分 リットル毎時
熱量	ジュール又はワット秒 ワット時
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン ワット毎メートル毎度
比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン又は ジュール毎キログラム毎度
エントロピー	ジュール毎ケルビン
電気量	クーロン
電界の強さ	ボルト毎メートル
電圧	ボルト
起電力	ボルト
静電容量	ファラド
磁界の強さ	アンペア毎メートル
起磁力	アンペア
磁束密度	テスラ又はウエーバ毎平方メートル
磁束	ウエーバ
インダクタンス	ヘンリー
電気抵抗	オーム
電気のコンダクタンス	ジーメンズ

ス	
インピーダンス	オーム
電力	ワット
電力量	ジュール又はワット秒　ワット時
電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル
放射強度	ワット毎ステラジアン
光束	ルーメン
輝度	カンデラ毎平方メートル
照度	ルクス
音響パワー	ワット
濃度	モル毎立方メートル　モル毎リットル　キログラム毎立方メートル　グラム毎平方メートル　グラム毎リットル
中性子放出率	毎秒　毎分
放射能	ベクレル　キュリー
吸収線量	グレイ　ラド
吸収線量率	グレイ毎秒　グレイ毎分　グレイ毎時　ラド毎秒 ラド毎分　ラド毎時
カーマ	グレイ
カーマ率	グレイ毎秒　グレイ毎分　グレイ毎時
照射線量	クーロン毎キログラム　レントゲン
照射線量率	クーロン毎キログラム毎秒　クーロン毎キログラム毎分 クーロン毎キログラム毎時　レントゲン毎秒　レントゲン毎分 レントゲン毎時
線量当量	シーベルト　レム
線量当量率	シーベルト毎秒　シーベルト毎分　シーベルト毎時　レム毎秒 レム毎分　レム毎時

[別表第二](第四条関係)

物象の状態の量	計量単位
無効電力	バール
皮相電力	ボルトアンペア
無効電力量	バール秒　バール時
皮相電力量	ボルトアンペア秒　ボルトアンペア時
電磁波の減衰量	デシベル
音圧レベル	デシベル
振動加速度レベル	デシベル

[別表第三](第四条関係)

物象の状態の量	計量単位
---------	------

回転速度	回毎分 回毎時
圧力	気圧
粘度	ポアズ
動粘度	ストークス
濃度	質量百分率 質量千分率 質量百万分率 質量十億分率 体積百分率 体積千分率 体積百万分率 体積十億分率
	エッチ

附則第三条 附則別表第一の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であって政令で定めるものは平成七年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の改正後の計量法(以下「新法」という。)第八条第一項の法定計量単位(以下単に「法定計量単位」という。)とみなす。

- 2 附則別表第二の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であって政令で定めるものは、平成九年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。
- 3 附則別表第三の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であって政令で定めるものは、平成十一年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる物象の状態の量の法定計量単位とみなす。
- 4 前三項に規定する計量単位の定義は、政令で定める。

附則第四条 前条第一項から第三項までに規定する計量単位については、これらの規定で定める期日後においても、なお法定計量単位とみなすことができる。

- 2 前項の場合においては、その政令で当該計量単位を法定計量単位とみなす期限並びにこれを用いることができる取引又は証明の範囲及びこれを用いる方法を定めなければならない。

附則第五条 ヤードポンド法による計量単位及びその定義は、政令で定める。

附則第六条 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる場合にあつては、当分の間、工率の法定計量単位とみなす。

- 2 仏馬力の定義は、政令で定める。

附則第八条 附則第三条第一項から第三項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に付したときは、その表示は、新法第八条第一項の規定にかかわらず、当該期日後においても、取引又は証明に用いることができる。

[附則別表第一]

物象の状態の量	計量単位
---------	------

力	ダイン
仕事	エルグ
熱量	重量キログラムメートル エルグ
中性子放出率	中性子毎秒 中性子毎分
放射能	壊変毎秒 壊変毎分

[附則別表第二]

物象の状態の量	計量単位
長さ	ミクロン
周波数	サイクル又はサイクル毎秒
磁界の強さ	アンペア回数毎メートル エルステッド
起磁力	アンペア回数
磁束密度	ガンマ ガウス
磁束	マクスウェル
音圧レベル	ホン
濃度	規定

[附則別表第三]

物象の状態の量	計量単位
力	重量キログラム 重量グラム 重量トン
力のモーメント	重量キログラムメートル
圧力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル 水銀柱メートル 水柱メートル
応力	重量キログラム毎平方メートル 重量グラム毎平方メートル
仕事	重量キログラムメートル
工率	重量キログラムメートル毎秒
熱量	カロリー
熱伝導率	カロリー毎秒毎メートル毎度 カロリー毎時毎メートル毎度
比熱容量	カロリー毎キログラム毎度